



障害のある学生への修学上の合理的配慮の申請や相談などのお問い合わせは

江戸川大学 障害学生支援室 (A棟1F)

TEL : 04-7152-9945 (学生課直通)

Mail: s-shien@edogawa-u.ac.jp

月～金曜日 9:00～17:00

■各課 お問い合わせ先 (月～金曜日 9:00～17:00)

入学課	(N棟1F)	-----	04-7152-9871
教務課	(A棟1F)	-----	04-7152-9615
学生課	(A棟1F)	-----	04-7152-9945
学生相談室	(C棟1F)	-----	04-7152-9941

障害学生支援室

先生の説明や授業中の
会話が聞き取れない…

手先が不自由なので
試験で解答を書くのに
時間がかかるなあ…

授業中の服薬や
体調不良が心配…

視覚障害のため
配布資料やモニター
が見えにくい…

障害があることで
授業や定期試験で
困っていませんか？



障害のある学生への
修学上における
合理的配慮について

修学において合理的配慮を受けるには？

1 お問い合わせ・相談

まずは障害学生支援室にご連絡・ご相談ください。

TEL：04-7152-9945

Mail: s-shien@edogawa-u.ac.jp

2 学生本人からの合理的配慮の申請

学生支援コーディネーターが希望する支援内容を丁寧に聞き取り、申請内容の確認を行います。

【申請に必要な書類】

- ・修学上の合理的配慮申請書（様式-1）
- ・修学上の合理的配慮申請科目一覧（様式-2）
- ・障害者手帳の写し、医師の診断書（本学所定様式）など

※申請書類は、障害学生支援室のホームページからダウンロードできます。

※定期試験における合理的配慮については、別途、各試験ごとの申請となります。

- ・定期試験における特別措置の申請書（様式-3）の提出が必要です。
- ・様式-3は、様式-1、2が提出されていることが前提です。
- ・実習に関する合理的配慮の申請は別様式になります。

3 支援依頼内容の検討

障害学生支援室で支援依頼内容について検討します。必要に応じて関係部署と調整を行います。

※具体的な支援内容は障害学生支援室との相談によって決定します。希望する配慮が必ず受けられるとは限りません。



4 学生本人との合意形成

障害学生支援室で決定した支援依頼内容について、学生本人と合意形成を行います。

5 支援依頼内容の決定と支援開始

障害学生支援室から支援依頼内容を科目担当教員に連絡すると共に、本人から履修する科目の担当教員に「修学上の合理的配慮について(連絡)」を原則教室で手渡すことで、支援が開始します。

6 フィードバック

学期末には、支援内容の確認や見直しを行い、支援依頼内容の再検討を行います。

合理的配慮とは

- 合理的配慮とは、障害のある学生が平等に教育を受けるために行われる修学環境調整です。社会的障壁（ハードルになっている部分）を、環境調整や設定変更によって取り除こうとするものです。
- 合理的配慮は、学生本人の意思にもとづいて実施されます。ご家族や大学教職員などの意思によって、学生本人が望んでいない合理的配慮を実施することはできません。
- 教育の目的・内容・評価の本質を損なわず、過度な負担とならない範囲で、個々の学生の障害の状態・特性に応じた配慮内容を提供するものです。欠席や遅刻の補填や単位の修得、進級・卒業を保証するものではありません。
- 合理的配慮は、学生本人が申請してから障害学生支援室による決定を経て実施されます。実施以前にさかのぼって適用されるものではありません。

修学における合理的配慮の具体例は江戸川大学障害学生支援室のホームページをご覧ください。

